

四日市基署発0605第3号
令和5年6月6日

一般社団法人 四日市労働基準協会長 殿

四日市労働基準監督署長



道路貨物運送業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の道路貨物運送業における令和4年の休業4日以上の死傷者数は105人となり、前年から4人増加してほか、5年連続で100人を上回っています。

また、その発生場所を見ると、6割近くが客先（荷主先）での荷役作業中に発生しているところです。

このような災害を防止するためには、道路貨物運送業の事業者による取組が重要であることは当然ですが、荷主先事業場との連携、協力が極めて重要と考えられます。

つきましては、会員事業場に対しまして、下記取組みを徹底するとともに、道路貨物運送業の事業者との連携、協力を進めていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 安全管理者、安全衛生推進者等から、荷役災害防止の担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止措置に連携して取り組ませること。
- 2 陸運事業者が行うリスクアセスメントに係る措置の実施について協力すること。
- 3 陸運事業者の労働者が、荷主先で行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に事前に通知すること。
- 4 荷役作業を行わせる場所について、荷の積卸し及び荷役運搬機械（フォークリフト等）や荷役用具を使用するための必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、整理整頓を行うとともに、できる限り、雨風を避けられる場所の確保及び安全な通路を確保するよう努め、安全に荷役作業が行えるよう状況を保持すること。
- 5 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が混在して作業を行う場合には、作業間の連絡調整を確実に行うこと。
- 6 可能な限りプラットホームや墜落防止柵、荷台への昇降設備等を準備すること。
- 7 高所作業が発生する場合には、可能な限り安全帯取付設備を設置すること
- 8 荷姿、荷の重量については、作業者の負担が軽減されるよう配慮すること。

